2014年3月13日

国会議員　各位

長野県保険医協会
会長　鈴木　信光

同一建物居住者に関する診療報酬改定の撤回を求めます

貴職の国政に果たされます重責に敬意を表します

2014年度診療報酬改定に関して厚生労働省より告示、通知が示されましたが、地域医療の充実を願う保険医団体としては看過できない内容が散見されます。

とりわけ、医科の在宅医療においては「不適切事例への対応」として、「同一建物居住者」に係る訪問診療料や在宅時医学総合管理料等の大幅な引き下げが行われましたが、日夜地域で在宅医療に取り組む医療機関のモチベーションを低下させるとともに、厚生労働省の方針でもある在宅医療の推進にも逆行するものです。

本会が行った緊急アンケートでは、外来診療を行いながら自宅や施設の患者さんを訪問している医療機関から、一部の不適切事例を取り上げて全体を一律に引き下げる手法への憤りとともに、訪問診療を廃止又は縮小せざるを得ないといった声も上がっています。

中医協の議論の中で厚生労働省が示した「不適切事例」への対応であれば、今回のような診療報酬の大幅引き下げでなくとも対応が可能です。

地域で暮らす患者のためにも、以下の事項を強く要望いたします。

記

一、同一建物居住者に対する診療報酬の大幅引き下げを中止すること。